

お得な宿泊プラン 当日@6,650円 前日@9330円にてご宿泊可能です。
消費税、入湯税込。トースト、コーヒーの朝食付き。

旅の疲れを心身ともに癒していただける3つの天然温泉大浴場（男女時間入替制）や評判の湯上がりサービス、館内足湯もお楽しみ!!
ご朝食として、モーニングコーヒー＆トーストサービス券を無料でプレゼント。
厳選された豆を使用したブレンドコーヒーと地元のパン屋さんを作るきめ細かい食感が自慢のトーストをぜひご賞味ください。
ご夕食は含まれておりません。フロントでは温泉街のごはん処をご案内させていただきますので、お気軽にお申し付けください。（ご紹介のお店ではちよこっとサービス有。※サービス内容はお店によって異なります）
※館内には、麺類や一品料理、お酒などを楽しめる味処「はなのれん」（20:30～24:00）もございます。



山代温泉古総湯



黒部 進さん プロフィール

1939年10月22日生まれ。富山県黒部市出身。1963年石坂洋次郎原作の青春文芸作『暁の合唱』（東宝映画）において、星由里子の相手役として準主演デビュー。1966年「ウルトラマン」に主人公・ハヤタ隊員として出演。『ウルトラマン』は平均視聴率36.8%を誇る大ヒット作となり、全39話に出演した黒部も「正義の味方」として一躍有名になり、子どもたちの人気を集める。以降、数々の映画・ドラマ・舞台など幅広く活躍中。

桜井浩子さん プロフィール

1946年3月4日生まれ。東京都出身。1966年1月スタートの『ウルトラQ』に、カメラマン・江戸川由利子役(当時18歳)で出演し注目を浴びる。同年7月からは後番組の『ウルトラマン』に科学特捜隊のフジ・アキコ隊員役で引き続き出演し、更に人気を確かなものにした。この二役により、テレビの特撮番組におけるヒロインの草分け的存在となった。

司会：ハンディやしき プロフィール



1977年8月23日生まれ。石川県能美市出身。本名、矢鋪 剛義（やしき たけのり）。高校卒業後、芸能界を目指し上京。2001年お笑いコンビ「こんらんチョップ」結成。ツッコミを担当。2008年に解散。その後、13年の芸歴で身に付けた笑いの観点と、接客業で身に付けたコミュニケーション能力とその体を活かし、バガス味岡に師事し、通販マン「ハンディやしき」としてテレビショッピングのレポーター、イベントMC、司会、実演販売、俳優として活動。2014年7月14日、多嶋沙弥と共に石川県能美市の観光大使に任命される

ウルトラトークショー in 山代温泉 申込み書

FAX でお申込みの方は下記をご記入の上、本用紙をご送信下さい ▶▶▶▶ FAX.0761-74-1360

E-mail でお申込みの方は下記の内容をお書きの上、ご送信下さい ▶▶▶▶ E-mail : karaya@tabiclub.jp

お名前	大人	子ども
ご住所	人	人
ご連絡先	メールアドレス：	

旅行条件書(旅行業法12条4に定める取引条件説明書及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。)
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1.受注型企画旅行契約

この旅行は、(株)旅くらぶ四季彩(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。また受注型企画旅行の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、及び当社受注型企画旅行の取扱いとなります。

2.旅行申込み及び契約の成立

- お申し込みは、(株)旅くらぶ四季彩(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。また受注型企画旅行の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、及び当社受注型企画旅行の取扱いとなります。
- お申し込みは、電話・郵便・ファクシミリ・その他通信手段によるお申し込みを受け付けます。この要約の時点で契約は成立しております。当社が予約の旨を通知した後、予約申込の要約に記載された3日以内に申込書と申込金を提出されなければ、当社はお申込がなかったものとして取扱います。
- 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し事項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- お申込金(お一人様)

旅行代金(お申込金)	旅行代金(お申込金)
30,000円未満(6,000円)	150,000円未満(30,000円)
60,000円未満(12,000円)	150,000円以上(代金の20%)
100,000円未満(20,000円)	

3.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行の開始日の前日から起算して13日前にある日より前にお支払いいただきます。

4.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した宿泊費、食事代、サービス料
上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、暴走、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他旅行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ない時は、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し緊急の場合において止むを得ない時は、変更後に説明いたします。

6.旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても次ぎの場合には旅行代金を変更致します。利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済状況の変動等により通常想定される程度を超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更致します。但し旅行代金を増額変更する時は旅行開始日の前日より起算して15日前にある日より前にお客様に通知します。

7.お客様による旅行契約の解除

- お客様は当社定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - 旅行代金が増額改訂されたとき
 - 天災地変、暴動、暴走、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
 - 当社がお客様に対して別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき
 - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

8.当社による旅行契約の解除および履行中止

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の運送料をお支払いいただきます。
- 次ぎの各一に該当する場合は当社は旅行契約を解除することができます。
 - お客様が旅行の予約表示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - お客様が病弱その他事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあることと認められたとき
 - お客様の人数が契約書面に記載した最少旅行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の14日前(日曜日の場合は4日前)にある日より前にお客様に通知いたします。
 - 天災地変、暴動、暴走、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金あるいはお申込金から運送料を差し引いて払戻いたします。又本項(2)により旅行契約を解除したときはすでに収受している旅行代金あるいはお申込金を払い戻しいたします。

9.宿泊機関の取扱い

旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のとおり取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

予約人数	取消日					
	当日	前日	3日前	7日前	14日前	30日前
2～14名様	50%	20%	20%	無料	無料	無料
15～30名様	50%	20%	20%	無料	無料	無料
31～100名様	70%	50%	20%	10%	無料	無料
101名様以上	70%	50%	25%	15%	10%	10%

10.当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって当社の故意又は過失によりましてお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。但し次ぎのような場合は原則として責任を負いません。天災地変、暴動、暴走、宿泊機関の事故もしくは火災、運輸機関の遅延、不通又はこれらと共に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

11.特別補償

(1) 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害につきまして、当社旅行業約款特別保証規定によりあらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。当社が第10項の責任を負う事になったときは、この保証金は当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

(2) お客様が手配旅行中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、手配旅行に含まれない場合で自由行動中の危険な事故によるものであるときは当社は(1)の補償金、見舞金を支払いません。

12.旅程管理(添乗員等)

当社は、当社旅行業約款により、お客様が手配旅行参加中に被った損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をかけることをおすすめいたします。

13.旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2013年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は、2013年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

14.その他

この本文中に定めのない事項に関しては国土交通省認可する当社「旅行業約款(受注型企画旅行契約)」になります。約款をご希望の方は、ご購入ください。